

『扶養（健康保険）』

●扶養家族とは

扶養家族とは次のような方です。

- ①健康保険の扶養家族 年間収入が130万円未満（60歳以上は180万円）
- ②所得税の扶養家族 年間所得が103万円未満

●扶養家族の範囲

主たる生計を維持している関係にある次の人たち。

- ①直系尊属、配偶者（含内縁、But 重婚は不可）、子、孫、弟妹
- ②同居の3親等内の親族（甥姪伯父伯母など）
- ③同居の内縁配偶者の父母、子

※ 共働きの場合は年間収入が多い方の被扶養者となる。

●会社で必要な書類例

健保被扶養者異動届（本人認印が必要）、扶養控除等（異動）申告書

●奥様（配偶者）の場合

配偶者は、同時に国民年金に無料で加入することができます。手続は、住所管轄の市区町村役場へ以下を持参。（2004年まで、その後は会社が手続）

- ①国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書
- ②厚生年金手帳 加入者と奥様の分
- ③認印

●扶養家族の給付

- ①治療などの家族療養費（実際には現物給付）
- ②家族埋葬料 一律 50,000 円
- ③家族出産育児一時金 一律 350,000 円

●扶養家族の年間収入とは

- ①一時的なものは算入しない

例 退職手当、一時恩恵的なもの、譲渡所得、山林所得、一時所得など

- ②継続しているものは算入する

例 貸金の利子、不動産賃貸料、配当所得、原稿料、印税、講演料、放送出演料、通勤交通費、失業給付（ただし、日額3,611円まではOK）など

●遠隔地被保険者

遠隔地に居住するため被保険者証を2枚以上必要な場合。公共交通機関で2時間以上。例えば、埼玉県は同市内では不可。都道府県、各社会保険事務所の独自の基準があります。